

# 業務指示書

## アジア地域中央アジア地域高度産業人材育成に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月13日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月17日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）  
であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業人材育成にかかる業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／産業人材開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：産業人材開発に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：中央アジア地域 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 理工学教育】

1) 類似業務の経験：理工学教育に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：中央アジア地域 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 技術教育・職業訓練】

- 1) 類似業務の経験：技術教育・職業訓練に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中央アジア地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

- ・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

- ・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UZS1 = 0.03455 円, KZT1 = 0.3022 円, TJS1 = 13.2088 円, KGS1 = 1.4839 円, TMT1 = 29.66 円,  
US\$1 = 102.129 円, EUR1 = 114.257 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／産業人材開発  
理工学教育  
技術教育・職業訓練

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.90 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月9日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

**プロポーザル評価表**  
**アジア地域中央アジア地域高度産業人材育成に係る情報収集・確認調査**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／産業人材開発	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 理工学教育	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 技術教育・職業訓練	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

JICAは、1991年に旧ソ連から独立した中央アジア5か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）における計画経済から市場経済体制への移行及び経済発展を支援するために、日本人材開発センターにおけるビジネス人材育成や人材育成奨学計画（JDS）を通じた日本への留学を実施してきた。また、JICAが実施する本邦研修を通じて、産業人材や若手行政官等の育成に協力してきており、人材育成は我が国の中中央アジア諸国に対する開発協力の大きな柱の一つとなっている。

2015年10月に安倍総理大臣が中央アジア5か国を訪問した際には、最後の訪問国のカザフスタンにおける中央アジア政策スピーチにおいて、日本と中央アジアとの関係を強化する3つの柱の一つとして、産業の高度化、人材育成が掲げられた。また、日本と中央アジア5か国それぞれの共同声明の中でも同様の方針が言及されている。

これを受け、JICAは2016年2月に中央アジア諸国における高度産業人材育成に関する省庁・教育機関の関係者を各國から日本へ招へいし、日本型工学教育を活用したエンジニア等の教育方法などを紹介する事業を約1週間実施した。

中央アジア諸国は、各国において異なる経済発展を成し遂げているが、石油・天然ガスといった天然資源による国家収入や綿花などの農業產品輸出に依存した経済体质からの脱却、そのための国内産業の育成や産業の多角化・高度化が大きな課題となっている。中央アジア諸国では、国内産業の発展における重要な要素となる工学系大学の人材能力や研究レベルの向上と研究開発体制の構築が新たな開発課題となっている。

かかる状況下、中央アジア地域において、各国の高度産業人材育成に関する現状を確認し、中央アジア地域共通の課題及び各國の課題を分析した上で、中央アジア地域における高度産業人材分野における我が国による今後の協力の方向性を検討することを目的として、基礎情報収集・確認調査を実施する。

### 2. 調査の目的

本調査は、JICAが中央アジア地域の高度産業人材育成分野に対する中長期的な協力を検討するために、社会・経済状況、産業構造・動向、教育制度、人材育成の取り組み等を把握・分析し、これまでのJICAによる支援実績を踏まえつつ、中央アジアの産業発展のための人材育成の支援策を検討することを目的とする。ウズベキスタンについては、ウズベキスタン・日本青年技術革新センター設立構想に関連して、同センターが設立される国立タシケント工科大学における研究体制等に関して必要な情報収集・分析を行う。

### 3. 調査対象国

本調査の対象国は、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンとする。現地調査は標記5か国にて実施する。

5か国の調査においては、高等教育を担当する省庁において産業人材育成に関する政府方針や施策を確認する。また、各國における研究の中心となる大学・研究機関において研究体制を確認する。

産業界における動向については、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタンにおい

ては日本センター並びに貿易・投資を担当する省、経済省や各國商工会議所を主な対象として情報収集を行う。

#### **4. 調査の範囲**

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### **5. 調査実施上の留意事項**

##### **(1) 本調査の位置付けについて**

本調査は、中央アジア諸国における経済発展、産業開発の度合い、政府が定める重点産業の現状や動向、理工系高等教育機関の現状と課題を踏まえ、労働市場に対してどのような人材育成が必要かを分析し、JICAによる中央アジア諸国に対する産業人材育成支援を検討するための基礎情報の収集を目的とする。

本調査は主として既存情報の収集、関係者への質問票調査と関係機関への訪問を通じたヒアリング・情報収集等により実施することを想定しているが、コンサルタントの知見と経験に基づき、それ以外の方法により調査を実施することが妥当と思われる項目については、その手法をプロポーザルにおいて提案する。

##### **(2) 域内における所得格差及び経済発展の度合いを踏まえた調査の実施**

本調査では中央アジア諸国の産業界にとっての重点分野とその人材供給ニーズに関して分析を行い、中央アジア諸国に対する我が国による産業人材育成支援において優先度の高い分野の特定を行う。なお、中央アジア地域で想定される重点産業として、機械、エネルギー、資源、化学などが挙げられる。

調査に際して、中央アジア地域の所得格差及び経済開発の度合いについて留意する。資源国と非資源国間で開発の進展に対照的な違いがあり、5か国は異なる開発の段階にある。石油や天然ガスを産出する資源国であるカザフスタンとトルクメニスタンは上位中所得国、一定の資源を有するウズベキスタンが低位中所得国で、キルギスとタジキスタンは低所得国から低位中所得国入りしているものの未だ1人当たりのGDPは約1100-1300ドルと低開発の状態が続いている。独立後、資源国と非資源国間で産業振興や産業多角化の取り組みに差が生じており、資源国では資源依存経済からの脱却を狙った産業多角化、非資源国では、農業主体の経済の多角化・国内産業の振興が課題となっている。これらの状況を踏まえて、各国における国家プログラムにおける重点産業などの違いにも留意して、産業人材ニーズの分析を行う。

##### **(3) これまでの協力成果を踏まえた検討**

我が国は1999年に無償資金協力スキームにより留学生受入事業（JDS）を開始した。JDS事業は「対象国における社会・経済開発にかかわり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦で学位（修士号）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること」を目的に、ウズベキスタンでは1999年、キルギスでは2007年、タジキスタンでは2009年より今日までJDS事業を実施している。2015年度までの累計は、ウズベキスタンで280名、キルギスでは146名、タジキスタンでは33名となっており、各国の開発課題に応じて、一定の研究分野を割り当て、中核人材育成に取り組んでいる。文系が中心であり

ながらも、理工系分野でも人材育成が実施されている。本調査では、過去 JDS により理工系分野で留学した帰国者の現状等の情報を 3 か国の JDS プロジェクト事務所または JDS 業務の委託先関係者を通じて情報収集を行う。

また、JICA は、市場経済移行国における「顔の見える援助」を目的として 2000 年以降、「日本人材開発センター（通称：日本センター）」を技術協力プロジェクトの枠組みによりアジア地域にて展開している。中央アジア地域ではウズベキスタンの首都タシケント（2001 年開設）、キルギスの首都ビシュケク（1995 年開設）、カザフスタンの旧首都アルマティ市（2002 年開設）にそれぞれ日本センターを設置し、ビジネス人材育成と日本との人脈形成の拠点として機能している。日本センターでは、近年特にビジネス振興を目的にコースの内容を充実させており、市場経済化の過程にあるこれらの国々で必要とされるマーケティングや生産管理等のビジネスノウハウを現地の起業家から国営企業等の大規模な組織までの幅広い層が学び、現地のビジネス人材育成に貢献してきている。日本センターでの聞き取りや日本センタービジネスコース修了生からの情報は現地における産業ニーズや中小企業の現状などの情報源となりうる。また日本センターは過去の修了生とのネットワークを有するため、現地の企業関係者の紹介に応じることも可能。

#### （4）中央アジアにおける職業教育制度

1991 年に旧ソ連から独立を果たした中央アジア 5 か国は、旧ソ連時代に整備された教育制度をベースに、各国で独自に職業教育制度を構築している。ウズベキスタンでは、国民教育省と高等・中等専門教育省の 2 つの省が教育セクターを管轄している。前者は初等教育と前期中等教育を管轄し、後者は後期中等教育と高等教育を管轄している。ウズベキスタンでは後期中等教育の 3 年間（10 年生から 12 年生）は普通教育を行うアカデミック・リセ（Academic Lyceum）と職業教育に焦点を当てたプロフェッショナル・カレッジ（Professional College）の 2 つに分かれている。他の 4 か国においても類似の職業訓練制度があることから、各国特有の職業訓練制度について留意して調査する。

#### （5）カザフスタンについて

カザフスタンには、産業振興の指針として「2015-2019 年カザフスタン産業イノベーション発展プログラム」があり、カザフスタンにおける人材育成のあり方について、①技術、エンジニアリング専攻の技術専門教育人材の不足、技術練度向上の必要性、②技術、エンジニアリング、イノベーション等を専攻する理化学系人材の不足、③職務で要求される能力と学校教育のミスマッチ等が課題として挙げられている。また、同プログラムでは、教育科学省は、全国 11 の大学院（及び大学）、10 のカレッジを重点校に指定することにより、高度な理工系人材の育成を図る計画を有しているため、これらの現状や課題について留意して調査を実施する。

#### （6）ウズベキスタンについて

2015 年 10 月に安倍総理がウズベキスタンを訪問した際に、ウズベキスタン政府より要請があるウズベキスタン・日本青年技術革新センター設立構想に関連して、日本政府が協力する方向で合意している。同センターは、国立タシケント工科大学の中に設置され、同国の産業界で必要とされる研究開発のハブとなることが想定されており、同センターのインフラや人材育成を含めた体制づくりが重要な課題となっている。国

立タシケント工科大学は、工学系教育の中核となる高等教育機関である。同センター構想のベースとなるウズベキスタンの理工学分野の研究レベル（人材、教育レベル、インフラ）についてウズベキスタン科学アカデミーや英國ケンブリッジ大学が支援した高技術センターの現状も合わせて分析する。また、ウズベキスタンにおける研究活動は歴史的に科学アカデミーという国立の研究機関が中心的な役割を有しているが、今後科学アカデミー傘下にある研究所の一部が、センターと吸収・合併される見込みであるため、調査時は本事項に留意する。

#### （7）キルギスについて

2016年2月の高度産業人材育成に係る本邦招へいに参加した結果を受けて、キルギス政府は、日本型工学教育を活用した高度産業人材育成協力として、ラザコフ記念キルギス国立工科大学（KTU）における共同学術・教育センターの設立に関するプロジェクトを日本政府へ提案しており、KTUの現状及び本要請に留意して調査を実施する。

#### （8）トルクメニスタンについて

2015年10月に安倍総理がトルクメニスタンを訪問した際、日本として高等専門学校を始め日本型工学教育を活用し、高度産業人材育成への協力を進める考えを表明している。現在、日本の学術関係者の関与を得て、トルクメニスタンで日本式の工科大学設立の準備が行われており、同大学の状況にも留意しつつ、調査を実施する。

#### （9）基礎的な情報収集方法

対象地域各国における情報収集にあたっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、広く関係者などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。なお、現地調査を効率的に行うため、基礎資料の収集など一部業務を現地のコンサルタント・研究機関に再委託することを認める。ただし、対象国によっては、政府の情報管理方針などから、情報収集が困難な場合がある。その場合は、JICAと早めによく相談し、JICAから政府関係機関へレターを発出する等、情報収集への働きかけを行う。なお、その場合には、レター案をドラフトし、JICAに支援を依頼すること。

#### （10）調査計画の策定

調査計画の策定及び実施に当たっては、JICA（特に東・中央アジア部、ウズベキスタン事務所、キルギス事務所、タジキスタン支所）と十分な状況共有と協議の上進める。カザフスタンについてはキルギス事務所の管轄となるが、首都アスタナにアстанア連絡事務所があるため、両事務所との調整の上進める。

第1次現地調査では、ウズベキスタンとカザフスタンにて調査を実施する。第1次現地調査結果を踏まえ、上記2か国の結果を中間報告する。第2次現地調査にてタジキスタン、トルクメニスタン、キルギスの調査を行う。これらの過程で、調査事項や対象の変更や追加等の調整が必要となった場合、JICAと協議・合意のもと、変更に柔軟に対応する。

## 6. 調査の内容

上記「1. 調査の背景」、「2. 調査の目的」及び「5. 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・工程等を、国内準備期間、現地調査及び帰国後国内作業ごとに具体的にプロポーザルにおいて提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの作成・協議

- ① 各調査項目に係る既存関連資料の収集、分析及び国内関係者へのヒアリングを行う。
- ② 調査方法、調査方針及び作業計画を策定する。
- ③ インセプションレポートと質問票を作成し、JICA関連部署へ説明と協議を行う。
- ④ インセプションレポートを使用し、各政府機関へ調査目的や概要を説明・協議を行い、基本的了解を得る。

(2) 該当サブセクターの現状の把握

主に以下の項目等について、サブセクターごとの現状把握を行う。特記すべき内容がある場合は含める。

① 中央アジア5か国における産業人材ニーズ

- (a) 中央アジア5か国の経済の現状
- (b) 各国政府による産業振興策・重点産業分野
- (c) 中小製造業の現状と課題
- (d) 我が国企業の現地進出動向と投資分野
- (e) 既往現地産業の産業人材ニーズ
- (f) 産業振興のために更なる人材育成が必要な分野

② 中央アジア5か国の教育セクターの概要

- (a) 教育制度の沿革
- (b) 学校教育制度
- (c) 教育行政
- (d) 教育予算
- (e) 教育制度の課題及び今後の教育改革の展望

③ 中央アジア5か国の高等教育

- (a) 高等教育政策の沿革
- (b) 高等教育機関の概要
- (c) 理工系の高等教育機関の現状と課題
- (d) 主要な理工系高等教育機関の情報
- (e) ドナーによる高等教育支援

④ 中央アジア5か国の職業技術教育訓練(TVET)

- (a) TVETの沿革
- (b) TVETの概要（プログラム、カリキュラム、学生、教職員、施設・機材）
- (c) ドナーによるTVET支援
- (d) TVETの課題と展望

⑤ 我が国による支援の方向性

- (a) 高度産業人材育成の優先的課題
- (b) 我が国支援の方向性
- (c) 優先的課題に対する解決アプローチ

## ⑥ ウズベキスタン・日本青年技術革新センター

- (a) タシケント工科大学の概要
- (b) センター設立に向けた現状
- (c) センターの組織・人員・研究体制
- (d) 重点研究分野及び所属する研究者による研究プロジェクトの情報
- (e) センターにおける研究機材の現状（所属する研究者が有する機材の現状）
- (f) センターの活動に必要な機材に関する情報
- (g) ウズベキスタン科学アカデミーの組織・人員・研究体制
- (a) 高技術センターの組織・人員・研究体制
- (h) センターと科学アカデミー及び高技術センターの連携可能性

### （5）産業人材ニーズの分析

①中央アジア 5 カ国における経済概況、産業の現況を把握する。特に、国家開発計画における重点産業分野、経済成長のスピード、主要産業の移り変わり、成長の潜在力のある産業、中小企業や地場産業の現状、日本企業の進出動向等を確認する。（※既往文献をベースに、JICA や JETRO 等が実施した既存の調査報告書や JICA が派遣中の個別専門家等から得られる情報を活用して概要の整理を行い、その他特記すべき最近の動向について記述する。）

②産業界における人材（経営者、技術者、労働者等）の現況を把握する。雇用形態別/産業別就労者情報や失業者数などの統計についても確認する。主に、潜在的な成長力のある産業における人材供給・獲得状況、中小企業・地場産業に従事する労働者の現状や供給・獲得状況等の事項について確認する。

③産業振興における人的資源に係る課題の抽出と求められる人材ニーズの分析を行う。特に、新たな産業振興のために必要となる人材・レベルと現状とのギャップ、将来的な需給、等を確認する（各国 5 分野 10 社へのヒアリングを想定）。

④JICA から中央アジア諸国へ派遣されている関連する分野の日本人専門家からの情報収集を必要に応じて行う。キルギス投資庁には JICA より「投資促進アドバイザー」が、カザフスタンの日本センターには「中小企業」の専門家が派遣されており、これら専門家からの情報収集を行う。また各国には商工会議所があるため、必要に応じて調査対象に含める。

### （6）JICA への第 1 次現地調査結果の中間報告と協議（国内業務）

JICA 関係部署（東・中央アジア部、人間開発部）へ、第 1 次現地調査終了時に中間報告を行い、調査結果の協議を踏まえ第 2 次現地調査へ向けた調整（調査事項の追加や変更等）を行う。なお、調査中も、隨時関係部署へ調査状況の共有を行うものとする。

### （7）中央アジア地域高度産業人材育成関係者の本邦招へいの実施

2015 年 10 月に安倍総理大臣がカザフスタンでの政策スピーチにて表明した産業の高度化のための人材育成に沿い、JICA は 2016 年 2 月に中央アジア向けの招へい事業を実施した。

本調査の中では、2016 年 2 月に開催した第 1 回目の招へい事業の結果を踏まえて、中央アジア 5 か国向けに第 2 回目となる招へい事業を実施する。本邦では、工学系高等教育や技術教育に関する現場視察や意見交換を通じて、日本の高度経済成長時も含

めた技術教育・職能育成の政策やこれまでの経験・ノウハウ、主要産業への人材供給や新たな産業領域の振興、地域社会の発展に果たしている役割や中央アジア諸国との差異等について議論する。また、我が国関係者との間で、我が国との比較や中央アジア諸国で不足している制度や技術・ノウハウ、将来の協力の方向性について意見交換を行う。

本招へいの具体的な訪問先やコンサルタント側の受け入れ体制についてはプロポーザルにて具体的に提案すること。

- ① 参加者：高等教育を担当する省の局長級、主要な国立大学の理工系学部の幹部、職業教育機関関係者（計15名 5カ国より3名）
- ② 期間：2017年2月～3月頃に10日から2週間程度
- ③ 訪問先：文部科学省、本邦技術教育・職能育成機関、工学系教育を実施する大学・大学院、JICA本部等を含む。

コンサルタントは、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

① 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

② 招へいカリキュラムの作成

招へい実施1か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

③ 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

④ 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を露文で作成する。

⑤ 被招へい者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招へい者への来日前の説明は、JICAが行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

⑥ 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。

⑦ 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。講義・実習・見学の実施

(8) 他ドナーの動向把握

世界銀行やアジア開発銀行等の国際機関や各国ドナー機関（欧州連合、米国、ドイ

ツ、韓国など)、更には諸外国の大学等による中央アジアの工学系教育及び技術・職業教育セクターに対する協力方針や協力プログラムの内容、今後の支援方向性等を確認する。特に高等教育や技術教育に対する協力方針やドナー協調の動きについては詳細に情報を収集する。また、各ドナーの協力活動を(9)で明らかにした支援ニーズに合わせて整理を行う。

#### (9) 高度産業人材育成における我が国による支援内容の検討

中央アジア5か国における支援ニーズに対し、我が国が支援を検討する際に、高専を含む日本型工学教育を活用した支援の可能性について検討を行う。具体的には、教育の内容・質(授業方法、教員研修、カリキュラム、教材等)に加え、行政機構、法制度、これら教育を取り囲む社会システムなども含めて、我が国の優位性の有無や支援可能な機関・組織、人材の有無、それらリソースによって可能な協力方法に関して可能な限り検討する。

#### (10) 第一次現地調査報告書の作成・説明・協議

第1次現地調査の結果を簡単にとりまとめ、JICAに提出、説明する。

#### (11) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。また、JICAによる実施機関への説明・協議に参加し、技術的な側面からJICAを支援する。

#### (12) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICA及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

### 7. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(3)を成果品とする。なお、ファイナル・レポートの仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。各報告書ドラフトの先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、それとは別にカッコ内に記載した部数は先方政府関係機関との協議に使用する、または提出する部数の目安とし、先方との協議を踏まえて部数を確定する。

また、円滑に業務を実施するため、各報告書について露文版を作成し、簡易製本の上、適宜先方政府関係者と共有すること。ただし、露文版は参考としての位置づけとし、今次調査の最終成果品はファイナル・レポート(和文版)とする。

#### (1) インセプション・レポート(IC/R)(簡易製本)

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

(先方関係者への本件業務の目的等説明資料)

提出時期：業務開始時(2016年11月中旬を想定)

部 数：和文10部、英文10部、露文15部、電子データ(CD-R、5部。)

(2) JICAへの第一次現地調査結果報告(簡易なもので差支えない)

記載事項：第一次現地調査の結果

提出時期：2017年1月上旬

部 数：和文5部、電子データ(CD-R、1部。)

(3) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)(簡易製本)

記載事項：現地業務の結果

提出時期：現地業務後2週間以内を目処(2017年3月中旬を想定)

部 数：和文10部、英文10部、露文15部、電子データ

(4) ファイナル・レポート(F/R)

記載事項：上記(2)に対するコメントを取りまとめた調査の全体結果

提出時期：DF/R提出後4週間以内を目処(2017年5月中旬)

部 数：和文10部、英文10部、露文15部(先方提出5部)、

CD-R10部(先方提出5部)

注) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、英文及び露文版に関しては、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2016年12月上旬より国内準備作業を開始し、その後、第1次現地調査を行う。第1次調査はウズベキスタン及びカザフスタンの2か国で調査を実施する。

2月の第1次国内作業中JICAと協議を行い、第1次現地調査結果を基に、第2次現地調査および国内招聘の方針を調整する。

上記方針を元に、3月上旬までに国内招聘を実施する。

第2次現地調査は2017年4月上旬からキルギス、タジキスタン、トルクメニスタンにて行い、その後第2次国内作業を経てドラフト・ファイナルレポートを提出する。

JICAと相談の上、追加的に情報収集が必要な国にて第3次現地調査を実施して、JICAとの協議を経て、2017年6月にファイナルレポートを作成・提出する。

	2016年 12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国内準備作業	■						
第1次現地調査 (カザフ、ウズベク)		■					
第1次国内作業 (中間報告)			■				
国内招へい				■			
第2次現地調査 (タジク、キルギス、トルクメン)					■		
第2次国内作業						■	
報告書	▼ IC/R		▼ 報告			▼ DFR	▼ FR

※IC/R：インセプションレポート

報告：第一次現地調査結果報告

DFR：ドラフト・ファイナルレポート

FR：ファイナルレポート

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 調査人月：約18.00M/M

(2) 業務従事者構成

- ① 総括/産業人材開発（2号）
- ② 理工学教育（3号）
- ③ 技術教育・職業訓練（3号）
- ④ 産業人材ニーズ分析
- ⑤ 教育政策

## ⑥ 産業構造分析

注) 業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合は、その理由及び人件費も含めた経費の節減工夫をプロポーザルに記載すること。

### 3. 現地再委託契約

現地インタビューなどの業務につき、現地再委託が適切とされる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案する。

### 4. 相手国の便宜供与

本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められており、相手国からの便宜供与は想定していない。なお、JICA 事務所の支援を必要とする場合は、以下の窓口より供与される予定。ただし、「第2 調査の目的・内容に関する事項」の5「(10) 基礎的な情報収集方法」のとおり、支援が必要な際には早めに事務所に相談すること。

国	窓口
カザフスタン	JICA キルギス事務所及び JICA アスタナ連絡所
ウズベキスタン	JICA ウズベキスタン事務所
キルギス	JICA キルギス事務所
タジキスタン	JICA タジキスタン支所
トルクメニスタン	事務所なし（東・中央アジア部が直接担当）

### 5. 参考資料

#### <公開資料>

- (1) 中央アジア 民間セクター開発に係る情報収集確認調査報告書 (2010年3月)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254540.html>
- (2) 中央アジア中小企業振興に係る基礎情報収集・確認調査報告書  
(2012年12月) <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012633.html>
- (3) 中央アジア地域及びトルクメニスタン国、キルギス国、タジキスタン国概況調査報告書 (2009年6月)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019865.html>
- (4) ウズベキスタン共和国 日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト終了時評価調査報告書 (2015年10月)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024958.html>
- (5) キルギス共和国 日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト終了時評価調査報告書 (2015年12月)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026693.html>
- (6) カザフスタン共和国 カザフスタン日本人材開発センター・企業振興プロジェクト終了時評価調査報告書 (2012年7月)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014968.html>
- (7) カザフスタン国 経済特区への日本企業誘致戦略策定業務 フィナルレポート

(2015年8月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021857.html>

(8) ウズベキスタン共和国人材育成奨学計画準備調査報告書(2016年6月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026451.html>

(9) タジキスタン共和国人材育成奨学計画準備調査報告書(2016年6月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026453.html>

(10) キルギス共和国人材育成奨学計画準備調査報告書(2015年3月)

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=4&method=detail&bibId=1000020432>

(11) キルギス(教育)ウズベキスタン(教育・人材教育)プロジェクト形成調査結果資料(1998年8月)

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=13&method=detail&bibId=0000167389>

#### <配布資料>

(12) カザフスタン共和国工学系高等・技術教育に関する確認調査報告書(2014年7月)

(13) 中央アジア地域高度産業人材育成に係る招へい事業のアンケート結果(2016年7月)

(14) ウズベキスタン・日本青年技術革新センター設立に関するコンセプト(2016年5月)

(15) カザフスタン「中小企業」長期専門家業務進捗報告書

(16) キルギス「投資促進アドバイザー」業務進捗報告書

## 6. その他

### (1) 安全管理

現地調査中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、渡航前に「たびレジ」に加入し、渡航中必要な情報が入手できるようにした上で、現地においては各国のJICA事務所及び日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### (2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上